

一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会 定 款

令和8年6月3日改正

英文名：Medical Cyber Security Council, General Inc. Association (MedCSC)

第1章 総則

第1条 (名称)

- 1 この法人は、一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会と称する（以下、当協議会と記す）。
- 2 この法人の英語名は、Medical Cyber Security Council, General Inc. Association（略称MedCSC）と称する。

第2条 (事務所)

- 1 この法人は、主たる事務所を、東京都中央区に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

この法人は、医療を利用する患者の安全と安心を実現するため、病院・診療所等の医療機関、並びに医療情報ベンダー、医療機器ベンダーおよび医療情報関連ベンダー（以下「医療機関等」という。）におけるサイバーセキュリティリスクの実効的な低減を目的とする。

第4条 (事業)

- 1 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 医療機関等におけるサイバーセキュリティ責任者・管理者・運用者の育成、講座・教育
 - (2) 医療機関等におけるサイバーセキュリティガバナンス・運用組織の構築、設置に関する相談および助言
 - (3) 医療機関等におけるサイバーセキュリティ啓発・意識向上を目的とした議論、講演、演習
 - (4) 医療機関等の迅速な復旧を目的としたサイバーインシデントレスポンスの実現を目的とした訓練の実施
 - (5) 医療業界における情報共有の前提となる信頼関係の増進に係る議論、講演、演習の実施
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の主たる事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社員及び会員

第5条 (法人の構成員)

この法人は、原則としてこの法人の理念に賛同する法人、団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

第6条 (会員の資格取得)

この法人の会員となるためには、理事会の定めるところにより入会申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

第7条 (会員)

この法人は、以下の会員を置く。会員区分ごとの年会費は、附則の付録「会員種別と年会費」に定めるところによる。

- (1) A 会員……医療機関、薬局など医療情報を扱う組織
- (2) B 会員……A 会員のサプライヤーやその他の法人
- (3) 個人会員……法人での加入ができない場合に 1 年度に限定して入会できる
- (4) 賛助会員……寄付に基づく事業を推進する会員
- (5) 特別会員……非営利団体や政府・外郭団体など
- (6) 理事・監事・顧問・職員など……法人運営を行う
- (7) 名誉会員……当協議会に対して多大な貢献があった場合に推薦に基づき理事会で任命する
- (8) ボランティア……法人運営・イベント・セミナーの支援を行う

第 8 条 (社員)

1 以下のものをこの法人の社員とする。

- (1) A 会員、B 会員、賛助会員、特別会員のうち、あらかじめ届け出た PoC として登録されたもの
- (2) 理事・監事・顧問・職員
- (3) 外部委託者
- (4) ボランティア職員
- (5) 発足時社員

2 社員は法人法に規定された次に掲げる社員の権利を行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利 (定款の閲覧等)
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利 (社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利 (社員の代理権証明書面の閲覧等)
- (5) 法人法第 51 条第 4 項および第 52 条第 5 項の権利 (議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧)
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項の権利 (合併契約等の閲覧等)

3 理事、監事または会計監査人がその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任はすべての社員の同意がなければ免除することができない。

第 9 条 (経費の負担)

1 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および毎年、会員は社員総会によって別に定める額を支払う義務を負う。

2 会費は、新規入会の場合は入会の申し出の翌月末までに、また継続の場合は、各年度の締日の翌月末までに当協議会口座に振り込むものとする。

3 会員種別ごとの年会費は、附則の付録「会員種別と年会費」に定めるところによる。

第 10 条 (任意退会)

- 1 会員はメールにより、担当理事及び理事会に対して退会を申し出、理事会がこれを承認することで、年度末をもって退会することができる。
- 2 退会の申し出および承認は、退会したい年度期初日の1ヶ月前までに完了している必要があるため、1月末までに退会の申し出を行うことを推奨する。

第11条 (除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第12条 (会員および社員名簿)

この法人は、会員及び社員の氏名・名称および住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に据え置くものとする。

第13条 (会員資格の喪失)

- 1 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 第10条の規定により退会したとき
 - (2) 第11条の規定により除名されたとき
 - (3) 会費を継続して滞納し、理事会が定める期間を経過してもなお納入しないとき
 - (4) 会員である法人・団体が解散し、又は会員である個人が死亡したとき
 - (5) 総社員の同意があったとき

(※ 第1項各号は現行定款で欠落していたため本案で補完。要確認)

- 2 前項各号の一に該当し会員資格を喪失したとき、代表者である社員の社員資格も喪失する。

第14条 (抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

第15条 (構成)

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第16条 (議長)

社員総会の議長は、理事長または副理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

第17条 (決議)

- 1 社員総会の決議は、法令またはこの定款に定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

第 18 条 （議決権の代理行使）

社員は、議長、およびこの法人の社員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合は総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第 19 条 （機能）

社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散および残余財産の処分
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 理事および監事の選任又は解任
- (6) 理事および監事の報酬等の額
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第 20 条 （開催）

- 1 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度 1 回招集する。会日は、事業年度の締日の翌日から 3 ヶ月以内とする。
- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 27 条第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

第 21 条 （招集）

- 1 社員総会は、第 20 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第 20 条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、以下の項目を記載した書面または電子書面をもって、少なくとも会日の 1 週間前までに通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時
 - (2) 場所・手段・オンラインリンク
 - (3) 目的
 - (4) 審議事項

第 22 条 （議決）

- 1 社員総会における議決事項は、第 21 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日総会出席者の 3 分の 1 以上の議決により議題とすることができる。
- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第 23 条 （議事録）

社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

前項の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 社員総会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 役員および職員

第 24 条 （種別および定員）

- 1 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事長を 1 人とする。
 - (2) 常任理事（副理事長）を 3 人とする。
 - (3) 理事を 12 人以内とする。
 - (4) 監事を 1 人以上 3 人以内とする。
- 2 この法人に顧問を置くことができる。
- 3 この法人に多大な貢献をしたものを名誉顧問とすることができる。

第 25 条 （役員を選任等）

- 1 理事および監事は、社員総会において選任する。
- 2 理事長および副理事長は、常任理事の互選とする。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその配偶者又は三親等以内の親族その

他当該理事と特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 前項の規定は、監事について準用する。この場合において、同項中「理事」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第26条 (理事の職務)

- 1 理事長および副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長および副理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 4 理事長、副理事長ともに事故あるとき又は欠けたときは、理事のうち、在任期間が長い順に、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(※ 代表理事・業務執行理事の定めは現行のページ構成上配置が不明確であったため本条に整理。要確認)

第27条 (監事の職務)

監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第28条 (任期等)

- 1 理事及び監事の任期は、次項以下に定めるところによる。
- 2 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 監事の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、後任の理事・監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 5 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 6 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければ

ばならない。

- 7 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(※ 第1項は現行定款で欠落していたため本案で補完。要確認)

第29条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第30条 (解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第31条 (報酬および費用の弁償等)

- 1 役員および職員・ボランティア職員は、社員総会の議決により報酬を受けることができる。
- 2 役員および職員・ボランティア職員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 4 会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て理事会において定める。

第32条 (職員)

- 1 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長または副理事長が任免する。

第6章 理事会

第33条 (構成)

理事会は、すべての理事をもって構成する。監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。また、顧問は任意で参加することができる。

第34条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (5) 事務局の組織および運営
- (6) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地

(7) その他運営に関する重要事項

第 35 条 (開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認めたとき。
- (2) 常任理事、もしくは理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 27 条第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第 36 条 (招集)

- 1 理事会は、理事長または副理事長が招集する。
- 2 理事長または副理事長は、第 35 条第 3 号による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、以下の項目を記載した書面もしくは電子書面をもって、少なくとも会日の 1 週間前までに通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時
 - (2) 場所
 - (3) 目的
 - (4) 審議事項

第 37 条 (議長)

理事会の議長は、理事長または副理事長がこれに当たる。

第 38 条 (議決)

- 1 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事の議決権総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

第 39 条 (表決権等)

- 1 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。

第 40 条 (議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第7章 資産および会計

第41条 (基本財産)

- 1 別表の財産は、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。
- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときはあらかじめ理事会および社員総会の承認を要する。
- 3 本条の規定は、この法人が公益社団法人又は公益財団法人の認定を受けた場合に適用する。

第42条 (資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第43条 (資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第44条 (事業計画および予算)

- 1 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第45条 (暫定予算)

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条 (予算の追加および更正)

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第 47 条 （事業報告および決算）

- 1 この法人の事業報告書および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュフロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号および第 7 号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事および監事の名簿
 - (4) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 48 条 （臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第 49 条 （事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 50 条 （剰余金の分配の禁止）

この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 51 条 （公益目的取得財産残額の算定）

- 1 代表理事は、認定法施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 47 条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。
- 2 本条の規定は、この法人が公益社団法人又は公益財団法人の認定を受けた場合に適用する。

第 8 章 定款の変更、解散および合併

第 52 条 （定款の変更）

この定款は、第 17 条第 2 項に定める社員総会の決議（総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数）によって変更することができる。

第 53 条 （解散）

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 社員総会の決議
 - (2) 社員の欠亡
 - (3) 合併（この法人が消滅する場合に限る。）
 - (4) 破産手続開始の決定
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、第 17 条第 2 項に定める社員総会の決議（総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数）を経なければならない。

第 54 条 削除（残余財産の帰属は第 57 条に統一）

第 55 条 （合併）

この法人が合併しようとするときは、第 17 条第 2 項に定める社員総会の決議を経なければならない。

（※ 合併契約等の承認は一般法人法上の特別決議事項であるため、決議要件を整合させ補正。要確認）

第 56 条 （公益認定の取消し等に伴う贈与）

- 1 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 本条の規定は、この法人が公益社団法人又は公益財団法人の認定を受けた場合に適用する。

第 57 条 （残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告

第 58 条 （公告方法）

この法人の公告は、電子公告（<https://medcsc.org/teikan>）により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 附則

第 1 条 （細則）

- 1 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長または副理事長がこれを定める。

- 2 この定款は、この法人の成立の日（令和 4 年 6 月 21 日）から施行する。
- 3 この法人の設立時の社員は、次のとおりである。
村井勝 / 鈴木克明 / 鳥飼幸太 / 松山征嗣 / 北村正仁
- 4 この法人の設立時の役員は、次のとおりである。
代表理事・理事長 村井勝 / 代表理事・副理事長 鈴木克明 / 代表理事・副理事長 鳥飼幸太 / 代表理事・副理事長 松山征嗣 / 監事 北村正仁
- 5 設立当初の役員の任期、事業計画・活動予算および事業年度は、第 28 条、第 45 条および第 49 条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによる。

第 2 条 （この定款変更の施行）

この定款変更（非営利型法人移行のための一部変更）は、令和 8 年 6 月 3 日開催の第 4 回定時社員総会において、第 17 条第 2 項に定める特別決議により承認され、同日から施行する。

付録 会員種別と年会費

会員区分	年会費	会員詳細
A 会員	診療所等 20,000 円/口 200 床未満 100,000 円/口 400 床未満 150,000 円/口 400 床以上 200,000 円/口	医療機関等で当協議会の趣旨に賛同し基金を拠出し、サイバーセキュリティ支援を受ける法人
B 会員	法人 100,000 円/口	医療機関に対するサプライヤー等で当協議会の趣旨に賛同し基金を拠出し、支援を受ける法人
個人会員	10,000 円/口	組織での加入ができない場合に、組織の中の個人として加入できる
賛助会員	原則 A/B 会員と同等（別途契約で定めることができる）	業務提携等に基づき趣旨に賛同して基金を拠出し、活動を共にする法人
特別会員	無償	官公庁、官公庁外郭団体、非営利法人、任意団体
役員・顧問	無償	理事、監事、顧問
名誉会員	無償	当協議会の領域で優れた貢献を行った者（推薦に基づき理事会の審査）
ボランティア	無償（活動実態がある場合）	理事会に承認された、運営に協力する個人

変更履歴：令和 4 年 5 月 発足時作成／令和 5 年 12 月 公益認定を前提とした修正案／令和 7 年 6 月 公益法行政担当室の指摘を反映／令和 8 年 6 月 3 日 非営利型法人移行のための定款整備（本案）

改正・整備した条項（要旨）

本定款は、定款（2025-6-20 版）に、非営利型法人（非営利性が徹底された法人）への移行に必要な整備および適法性・整合性の是正を反映したものです。主な変更点は次のとおりです。

条項	変更内容	区分
第 25 条第 3 項・第 4 項	理事の親族等を理事総数の 3 分の 1 以下とする要件を「理事」基準で明確化し、監事に準用（現行第 4 項は第 5 項へ）。	非営利型 必須
第 52 条	定款変更の決議要件を特別決議（総社員の議決権の 3 分の 2 以上）に是正（第 17 条第 2 項に整合）。	適法性 必須
第 54 条／第 57 条	重複していた残余財産の帰属を第 57 条に一本化（第 54 条は削除）。施行令の文言に適合（公益社団・財団法人を明示）。	整合性
第 41 条・第 51 条・第 56 条	公益認定特有の条項に「公益認定を受けた場合に適用する」旨を追加（案 A）。	戦略（案 A）
第 19 条(3)・第 50 条・第 53 条・第 55 条	誤記是正（剰余→残余）、文言整備、解散・合併の決議要件を特別決議に整合。	整備
第 7 条・第 9 条・第 13 条・第 28 条・第 34 条・第 38 条	相互参照エラーの解消、欠落条項・項番号の補完。	整備（要確認）

※ 補完・要確認箇所（第 13 条各号、第 28 条第 1 項、第 24・26 条の代表理事／業務執行理事の配置、第 55 条の合併決議要件）は、本文中で整備した案を記載しています。最終確定にあたり、顧問司法書士・税理士にご確認ください。

ファイル名 : 定款_final.docx
フォルダー :
/Users/katsu/Library/Containers/com.microsoft.Word/D
ata/Documents
テンプレート : /Users/katsu/Library/Group
Containers/UBF8T346G9.Office/User
Content.localized/Templates.localized/Normal.dotm
表題 :
副題 :
作成者 : Un-named
キーワード :
説明 :
作成日時 : 2026/05/29 9:21:00
変更回数 : 3
最終保存日時 : 2026/05/30 18:26:00
最終保存者 : Katsuaki SUZUKI
編集時間 : 3 分
最終印刷日時 : 2026/05/30 18:26:00
最終印刷時のカウント
ページ数 : 14
単語数 : 10,377
文字数 : 1,236 (約)